

複写

許可番号 第 01220042581 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県柏市増尾947番地7
氏名 有限会社柏廃材処理センター
取締役 伊澤 幸雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年3月30日

許可の有効年月日 令和3年9月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却及び破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 焼却による中間処理に係るもの

(ア) 紙くず, (イ) 木くず, (ウ) 繊維くず, (エ) 汚泥, (オ) 廃油, (カ) ゴムくず,
(キ) 廃プラスチック類, (ク) 廃酸, (ケ) 廃アルカリ, (コ) 動植物性残さ,
(サ) 金属くず, (シ) 動物系固形不要物, (ス) がれき類, (セ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 紙くず, (イ) 木くず, (ウ) 繊維くず, (エ) ゴムくず, (オ) 廃プラスチック類,
(カ) 動植物性残さ, (キ) 金属くず, (ク) がれき類, (ケ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を
処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類について
は、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

許可証別紙3のとおり

4 許可の更新又は変更の状況

昭和63年9月22日 新規許可

平成29年3月30日 更新許可

令和2年8月4日 変更届 (煙突の高さ及び口径の変更)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

(以下余白)

許可証別紙 1

複写

事業の用に供する全ての施設

施設の種別 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設 (施行令第7条第7号, 第8号の2) (平成18年6月6日, 第18-1-211号)	混合 183.36 t/日 (7.64 t/時×24時間) がれき類 317.28t/日 (13.22t/時×24時間) 廃プラスチック類 151.2 t/日 (6.3 t/時×24時間) 木くず 135.36t/日 (5.64t/時×24時間) 紙くず 203.04t/日 (8.46t/時×24時間) 繊維くず 152.4 t/日 (6.35t/時×24時間) ゴムくず 304.8 t/日 (12.7 t/時×24時間) 金属くず 211.44t/日 (8.81t/時×24時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 190.56t/日 (7.94t/時×24時間) (平成19年2月27日)	1	
焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (令和2年3月31日, 第2019-2-499号)	混合 92.16 t/日 (3.84 t/時×24時間) 汚泥 92.88t/日 (3.87t/時×24時間) がれき類 36.00t/日 (1.5 t/時×24時間) 廃プラスチック類 43.44t/日 (1.81t/時×24時間) 木くず 90.72t/日 (3.78t/時×24時間) 紙くず 93.12t/日 (3.88t/時×24時間) 繊維くず 74.16t/日 (3.09t/時×24時間) ゴムくず 55.68t/日 (2.32 t/時×24時間) 廃油 80.88t/日 (3.37t/時×24時間) 廃酸 93.12t/日 (3.88t/時×24時間) 廃アルカリ 93.12t/日 (3.88t/時×24時間) 動植物性残さ 90.72t/日 (3.78t/時×24時間) 動物系固形不要物 90.72t/日 (3.78t/時×24時間) 金属くず 36.00t/日 (1.5 t/時×24時間) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 36.00t/日 (1.5 t/時×24時間) (令和2年6月8日)	1	千葉県野田市 西三ヶ尾字溜台 340番3, 340番4の一部, 340番10, 340番11, 二ツ塚字溜井 291番

(以下余白)

許可証別紙2

複写

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混合廃棄物破碎前 保管施設	442m ² 1,768m ³	1	千葉県野田市 西三ヶ尾字溜台 340番3, 340番4の一部, 340番10, 340番11, 二ツ塚字溜井 291番
混合廃棄物破碎後 保管施設	157m ² 1,102m ³	1	
汚泥保管施設	2m ³ (蓋付タンク)	1	
廃油保管施設	2m ³ (蓋付タンク)	1	
廃酸保管施設	2m ³ (蓋付タンク)	1	
廃アルカリ保管施設	2m ³ (蓋付タンク)	1	
燃えがら保管施設	25m ³ (コンテナ)	1	
ばいじん保管施設	25m ³ (コンテナ)	1	
金属くず保管施設	25m ³ (コンテナ)	1	

(以下余白)

複写

許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理は、2に掲げる施設で行い、処理能力を超えて行わないこと。
- (2) 産業廃棄物の保管は、2に掲げる設置場所で行い、保管量を超えて行わないこと。
- (3) 地下水質に関する監視計画を整備し、地下水への汚水（廃棄物）の漏洩の有無等を確認するため、定期的に地下水のモニタリングを実施すること。
- (4) 廃棄物の運搬車輛が地域の交通量に対し過大な負荷とならないよう、搬入搬出時間に配慮すること。
- (5) 環境の保全について万全を期すため、安全で適正な維持・運営管理を行い、より一層環境影響の低減に努めること。
- (6) 焼却施設の排ガスについては、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画である硫黄酸化物について42.895ppmを、窒素酸化物について105.66ppmを、塩化水素について302.4mg/Nm³を、ばいじんについて43.2mg/Nm³を、ダイオキシン類について0.729ng-TEQ/Nm³を、それぞれ超過させないこと。
- (7) 焼却処分により生じたばいじんの薬剤処理に当たっては、薬剤処理後のばいじんについて、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第5号)」に定める基準に適合させること。
- (8) 焼却施設の排出口における臭気濃度を2000以下とすること。
- (9) 廃棄物の受け入れ及び保管について、廃棄物の種類や性状に応じた管理を適切に行うこと。
- (10) 破碎選別棟の維持管理を徹底することにより、棟内からの臭気の漏洩の抑制に努めること。

(以下余白)